津市図書館情報システム・関連機器更新及び保守・サポート業　務プロポーザル方式実施要領

**１　業務概要**

⑴　件名

津市図書館情報システム・関連機器更新及び保守・サポート業務

⑵　業務の目的

　　本業務は、在架資料に対する予約機能の追加、マイキープラットフォーム（マイナンバーカード）を活用した貸出業務の追加、ＯＰＡＣ（図書館の所蔵資料をオンラインで検索できる目録データベース）ページの機能の強化など、図書館サービスの充実による利用者サービスの向上、津市図書館の運用業務の安定化及び効率化並びに費用対効果の向上を図ろうとするものである。

⑶　業務内容

ア　図書館情報システム・関連機器更新及び保守・サポート業務

イ　図書館情報システム用機器、関連ソフトウエア及びライセンスの賃貸借

詳細については、別紙仕様書のとおり。

⑷　履行期間

契約締結日から令和６年１１月３０日まで（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

※令和元年１２月１日時点でシステムが本仕様書の定めるよう更新された上で、保守・サポート業務及び図書館情報システム用機器等の賃貸借を令和６年１１月３０日まで行うものとする。

※委託料及び賃借料の支払いは、令和元年１２月１日から令和６年１１月３０日までの期間の月額による支払いとし、それ以前には行わない。更新費用も含め仕様書で定められた費用の支弁は、上記履行期間のうち令和元年１２月１日から令和６年１１月３０日までの期間の委託料及び賃借料の支払いに含むものとする。そのため、更新費用について追加の支弁は行わないものする。

⑸　提案上限額

１４３，９４０千円（消費税及び地方消費税を含まない金額）

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（１円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

　　上限額の業務別内訳

ア　図書館情報システム・関連機器更新及び保守・サポート業務

５８，９８０千円

イ　図書館情報システム用機器、関連ソフトウエア及びライセンスの賃貸借

　　８４，９６０千円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

　なお、提案上限額には、上記⑶の業務に係る全ての経費を含むものとし、履行期間全体に係る金額とする。いずれの業務についても上記提案上限額を超えてはならない。提案上限額を超えた提案は無効とする。

**２　実施形式**

　　公募型プロポーザル方式

**３　参加資格**

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件を全て満たす者、若しくはコンソーシアム方式であり代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者いずれも以下の参加資格要件を全て満たす共同の事業体であること。ただし、コンソーシアム方式の場合における、⑼の参加資格要件については、代表となる事業者が満たすこと。

　⑴　津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第７条に規定する津市競争入札参加資格者（物品・業務委託）に登録されていること。登録されていない者にあっては、以下、アからエの書類を提出し確認を受けていること。

ア　法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ　商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

ウ　商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記がされていないことの証明書

エ　印鑑（登録）証明書

⑵　国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定に該当しないこと。

⑷　津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止又は、津市競争入札参加の除外措置等の処分を受けていないこと。

⑸　自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当するものでないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ　暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑹　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

⑺　手形交換所から取引停止処分を受けているものでないこと。

⑻　参加申込書提出期限日より過去１０年以内に国又は地方公共団体等において設置の公共図書館（蔵書数１１０万冊以上）でシステムの構築、導入契約において完了実績があること。

※本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表となる事業者のみが契約を行い、代表となる事業者は共同の企業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととする。

**４　企画提案書提出までの概要**

　⑴　公告等に関する事項

　令和元年６月２０日（木）に公告を行い、実施要領等関係書類を津市ホームページで公表する。

⑵　公告等に関する質問の受付

公告等に記載の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア　受付期間

令和元年６月２０日（木）から６月２８日（金）まで（午後５時必着）

イ　提出方法

「質問書」（様式１）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（E-Mail：229-3321@city.tsu.lg.jp）

　電話、口頭による質問には対応しない。

なお、質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

⑶　公告等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年７月５日（金）午後５時までに津市ホームページに掲載する。なお、電話、口頭での回答等、個別には対応しない。

⑷　参加表明書等の受付

　　　参加希望者は、以下の書類を各提出期限までに提出することとします。なお、応募者は、次の各号のとおり「参加表明書」及び必要書類を教育委員会事務局津図書館に提出し、参加資格審査を受けること。

ア　提出書類

　　　・参加表明書（様式２）

・事業者概要等整理表（様式３）

　　　・宣誓書（様式４）

　　　※共同の事業体での参加の場合、同意書（任意様式）を併せて提出すること。

　　イ　提出期限

　　　　令和元年７月１２日（金）午後５時（必着）

　　ウ　提出方法

　　　　教育委員会事務局津図書館に持参又は郵送すること。

　　エ　応募を辞退する場合

参加表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、令和元年７月１９日（金）午後５時（必着）までに「参加辞退届」（様式５）を教育委員会事務局津図書館まで持参又は郵送により提出すること。

オ　提出先

　　　〒５１４－８６１１　三重県津市西丸之内２３番１号

　　　津市教育委員会事務局津図書館

（津リージョンプラザ２階津図書館事務室）

　⑸　企画提案書等の提出

　　　参加資格審査により参加資格を有すると認められた応募者は、次の各号のとおり教育委員会事務局津図書館に企画提案書等を提出すること。

　　ア　提出書類

　　　・企画提案書

　　　　提出部数　原本１部（様式６を鑑にしたもの）、写し１５部　合計１６部

　　　　なお、同提案書をＰＤＦ形式としたものをＣＤ－Ｒで１部提出すること。

　　　・見積書

提出部数　代表者印押印のもの１部（封入封緘押印のこと）

提案書記載の見積内容で作成したもの。（内訳が記載されていること）

なお、「見積シート」（様式７）を別紙として添付すること。

　　　　提出部数　代表者印押印のもの１部

　　　・共同の事業体（コンソーシアム方式）概要書（様式８）

　　　　提出部数　代表者印押印のもの１部

　　イ　提出期限

　　　　令和元年７月１９日（金）午後５時まで（必着）

　　ウ　提出方法

　　　　教育委員会事務局津図書館に持参又は郵送すること。郵送による場合は、提出書類を封入した封筒の表面に「津市図書館情報システム更新及び保守・サポート業務提案書在中」等の記載をすること。また、書留等の方法により教育委員会事務局津図書館の受領の確認を行うこと。

エ　提出先

　　　〒５１４－８６１１　三重県津市西丸之内２３番１号

　　　津市教育委員会事務局津図書館

（津リージョンプラザ２階津図書館事務室）

**５　提案書等作成方法**

　⑴　提案書

　　津市図書館情報システム・関連機器更新及び機器保守・システムサポート委託業務提案書（以下「提案書」という。）は以下のことを踏まえて作成すること。

ア　提案書の概要

(ｱ)　名称

「津市図書館情報システム・関連機器更新及び保守・サポート業務提案書」としてください。

(ｲ)　提案書の様式

サイズ等：日本工業規格Ａ４版横、横書き

ページ数：４５ページ以内（表紙、目次、合紙は含まない）

印刷の面：両面

(ｳ)　提出部数

１６部、なお、同提案書をＰＤＦ形式としたものをＣＤ－Ｒで１部提出すること。

イ　提案書内容

　　下記の項目に従って、分かりやすく正確な表現で作成すること。なお、評価は様式９の項目を対象とするので留意すること。

|  |
| --- |
| **１　本事業の運営方針・実施体制等　単独事業者又はコンソーシアムの運営方針、業務遂行体制、実績等について記載してください。　単独事業者の場合は、単独事業者としての運営方針、実施体制等について記載してください。** |
| 　　　　 | １　運営方針、体制、地場企業活用の考え方等 |
| ２　業務遂行体制 |
| ３　プロジェクト管理 |
| ４　実績 |
| **２　システムソフトウェアの機能等　提案システムソフトウェアのシステム概要・特徴や、各種機能内容について記載してください。** |
| 　　　　　　　　　　　　　 | １　パッケージの概要・特徴 |
| 　　 | １　既存の運用体制の継続 |
| ２　その他概要・特徴一般 |
| ２　窓口機能　（貸出・返却、資料検索、予約機能等） |
| 　　　　 | １　在架予約の方法と機能 |
| ２　マイキーの活用 |
| ３　館内ＯＰＡＣの機能向上 |
| ４　その他窓口機能一般 |
| ３　管理機能　（利用者管理、書誌・蔵書管理、蔵書点検等） |
| ４　ウェブサービス |
| 　　 | １　ウェブＯＰＡＣの機能向上 |
| ２　その他ウェブサービス一般 |
| ５　その他機能　（統計・帳票、相互貸借機能等） |
| **３　システム構成・性能等****システム構成、機器性能、各種対策について記載してください。** |
| 　　　 | １　機器構成・性能 |
| ２　安全対策（障害対策、データ保護等） |
| ３　セキュリティ対策 |
| **４　データ移行****既存システムからの新システムへのデータの移行方法や新システムから後継システムへのデータ移行について記載してください。** |
|  | １　新システムへのデータの移行 |
|  | ２　後継システムへのデータ移行 |
| **５　動作・稼動検証****運営実施前の動作・稼動検証における実施体制、内容について記載してください。** |
| 　 | １　動作・稼動検証 |
| **６　運営支援　保守対応（障害対応）及び運用サポート対応の実施体制、内容について記載してください。** |
| 　　 | １　保守業務 |
| ２　運用サポート業務 |
| **７　システム研修及び成果物等　　システム研修の実施体制及び内容並びに成果物等について記載してください。** |
| 　　 | １　システム研修 |
| ２　運用サポート業務 |
| **８　その他　　その他、特筆すべき内容について記載してください。** |
| 　 | 1　独自の機能 |

⑵　見積書

ア　委託料

可能な限り詳細に記載することとし、見積額には、消費税及び地方消費税を含まず、別に記載すること。運用経費については、サーバ、クライアント等すべての機器の保守管理、ソフトウエアの更新、障害時の対応等のすべてを業務範囲とする。

なお、総額５８，９８０千円（月額９８３千円）を上限額とする。（消費税及び地方消費税は含まない。）

イ　賃借料

可能な限り詳細に記載することとし、見積額には、消費税及び地方消費税を含まず、別に記載すること。

また、機器本体の価格に含むことができるハードウエア保守等については可とする。

なお、総額８４，９６０千円（月額１，４１６千円）を上限額とする。（消費税及び地方消費税は含まない。）

⑶　その他

ア　提案書は１事業者又は１事業体１案とすること。

イ　**提案書には、提案者の事業者名やロゴ等の挿入は行わないこと。なお、挿入がされていた場合には、不採用とし、以後の審査は一切行わない。**

ウ　提案書受付後の追加及び修正は認めない。

エ　共同の事業体（コンソーシアム方式）が提案する場合には、代表となる事業者が提出すること。

**６　提案書の審査等に関する事項**

⑴　選考方法

参加希望者から提出された提案書について、「提出要件審査」を行った後、提案内容を総合的に評価することにより契約の相手方の最優先候補者（以下「最適提案者」という。）の選考を行うため、津市図書館情報システム更新及び保守・サポート業務プロポーザル方式審査委員会による「第１次審査」及び「第２次審査」を次のとおり行うものとする。企画提案者が１事業者又は１事業体のみの場合であっても、提出要件審査、第１次審査及び第２次審査を行う。

また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

⑵　第１次審査

　第１次審査は、企画提案書記載内容の技術評価（書面審査及び価格評価）を行う。それら評価点の合計点の上位３者を第１次審査通過者として選定する。第１次審査の結果は、全提案者に対して通知を行い、第２次審査の対象となる提案者に対しては、その内容も併せて通知する。

　⑶　第２次審査

　第１次審査で選考された提案者に対して、提案書等に基づいた提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答による審査を行う。提案者当たり説明２０分以内、質疑応答２０分程度とする。提案説明及び質疑応答に当たっては、システムデモ環境を用意して実施することも可とする。ただし、その場合も上記制限時間内で行うこと。提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

ア　開催日時

　　　　令和元年８月１日（木）午後１時３０分から午後５時頃まで

イ　審査方法

　　　　プレゼンテーション・質疑応答について、「津市図書館情報システム・関連機器更新及び保守・サポート業務最適提案者選考方法」の第２次審査評価項目を対象に審査を行う。

ウ　審査結果の通知

審査結果については、令和元年８月２日（金）以降速やかに第２次審査の対象となった各提案者に対して各々の第２次審査の結果を通知する。

エ　その他

提案説明には、業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。なお、参加人数は５名までとする。提案説明時において、必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは教育委員会事務局津図書館において準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が手配すること。

⑷　最優先候補者

　　　審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様及び価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

⑸　契約締結

受注者は、津市と契約を締結し、本業務を実施する。契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

**７　プロポーザル実施スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 公告 | 令和元年６月２０日（木）から |
| 実施要領等の配布 | 令和元年６月２０日（木）から　　　　７月１２日（金）午後５時まで |
| 質問書の受付 | 令和元年６月２０日（木）から　　　　６月２８日（金）午後５時まで |
| 質問の回答期限 | 令和元年７月５日（金）午後５時まで |
| 参加表明書提出期限 | 令和元年７月１２日（金）午後５時まで |
| 企画提案書提出期限 | 令和元年７月１９日（金）午後５時まで |
| 第１次審査（書面審査） | 令和元年７月２２日（月）（予備日）同月２３日（火） |
| 第１次審査結果通知 | 令和元年７月２４日（水）までに通知 |
| 第２次審査（システムデモ、提案内容説明及び質疑応答） | 令和元年８月１日（木）午後１時３０分から午後５時頃まで |
| 審査結果通知 | 令和元年８月２日（金）以降速やかに |

**８　提出書類の取扱い**

⑴　提案書の提出にあたっては、封筒、袋、箱など一つのものに入れ、その上部に事業者名又は事業体名をわかりやすく表示させること。

⑵　提出時においては、受付する職員は開封等を行わず、その内容物について一切点検をしない。

⑶　提案書の受付時に、受付番号を記載した提案書受付確認書を交付する。

⑷　提案者は、選定等を行う作業に必要な範囲において、提案に係る書類を複製することを許諾したとみなす。

⑸　提出された書類は、一切返却しない。

**９　情報公開基準**

　　プロポーザルの実施にあたり、下記のとおり情報公開基準を設けることとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 契約締結前 | 契約締結後 |
| 指名条件 | ○ |
| 選定条件 | ○ |
| プロポーザル方式採用理由 | ○ |
| 提案書類 | 提案者名 | × | 　　　○ |
| 企画提案書 | × | 　　　○(注１) |
| 見積書 | × | 　　　△(注２) |
| その他提出書類 | × | 　　　　　○(注１) |
| 採点表（合計点） | ○(注３) | ○ |
| 採点表（各評価項目点） | 　　　　　　　　　　　× |
| 委員名簿 | 　　　　　　　　　　　○(注４) |
| 選定結果 | 　　　　　 | 　　　　　○ |

　　○：開示、△：一部開示、×：不開示

　　　(注１)　企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

　　　(注２)　「一部開示」とは見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

　　　(注３)　契約締結前であっても、候補者の決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

　　　(注４)　委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

**10　問合せ先**

　　事務担当　　所　属　津市教育委員会事務局津図書館図書館管理担当

　　　　　　　　担当者　中山

　　　　　　　　電　話　０５９－２２９－３３２１

**11　その他**

⑴　提案書の作成などの提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

⑵　最適提案者として選定された事業者又は選定された事業体の代表となる事業者に見積書の徴取を行い、決定事業者と認められた場合には、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による契約の締結を行うものとする。

⑶　本業務について、提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取扱いを行わないこととする。

⑷　参加業者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。

　　ア　本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合。

イ　本業務の委託契約締結日までに「３　参加資格」に規定する参加要件を欠く者となった場合。